

I 令和5年度事業計画について

1 目指すべき姿(ビジョン)

社会福祉法人かながわ共同会は、県の指定管理者評価委員会が指摘した法人ガバナンスを改善させる一方、法人悲願である津久井やまゆり園の再生（意思決定支援、安心して安全に生活できる場の確保、地域生活移行の促進）を果たすとともに、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤を安定化させ、厚木精華園、愛名やまゆり園の次期指定管理申請に向けた準備が整い、神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」の実現に指定管理者として貢献することで、「ともに生きる社会」の実現に大きく貢献している法人を目指します。

2 事業方針

令和5年度は、第六期中期計画（計画期間：令和4年度～7年度）の二年度目に当たります。前計画期間中、当法人を巡る社会情勢は大きく変化しました。当法人が運営する県立3施設の設置者である神奈川県は、令和2年1月に「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」を設置、その後、同委員会を発展的に改組し、令和2年7月に「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」を設置し、同委員会は、障害者支援施設における支援の振り返りにつながるとともに、利用者の生活の質の向上がより一層図られることを目的として、令和3年3月に報告書を公表しました。また、県は、令和3年7月から「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」を設置、現在に至るまで県立障害者支援施設のあり方も含めた2040年を目途とした新しい障がい福祉のあり方を検討しています。

一方、法人では、平成29年度に県から移譲を受けた秦野精華園、令和2年度に新規開設した希望の丘はだのという2つの法人直営施設を長期的展望の下、持続的、安定的に経営していかなければならないというミッションがあります。また、法人が運営していた芹が谷やまゆり園については、令和5年度からの指定管理者の選定を受けることができなかったため、令和5年度は法人立施設1園1施設、県立施設の指定管理受託施設3園の運営となります。

こうした大きな変化の中にあっては、これまで通用してきた手法や慣行は通用しません。法人としての目指すべき姿（ビジョン）を職員一人ひとりがしっかり踏まえながら、今、何をしなければいけないか、バックカスティングの考え方にしっかり立ちながら、一つひとつの事業を着実に達成していかなければなりません。

2 重点プロジェクト

【重プロ1「法人ガバナンス改善に向けて」】

(1) 法人理念の見直し

一昨年1月の神奈川県指定管理者評価委員会評価報告書において、当法人は「ガバナンス・法人運営の点においては、全般的に改善が必要と認められた」と指摘を受けるとともに、前理事長を含めた役員3名が交代することになりました。法人役員交代は「新しい共同会になって再スタートする」という決意表明にはなりますが、それだけでは「法人全体の改革」にはなりません。そこで、法人として、新たなスタートを切るに当たり、法人の基本理念について点検を行い、時代の変化にそぐわない箇所等を見直すことにより、法人全体の意識改革を断行します。

①法人理念の点検・見直し

(2) 理事会・評議員会運営の充実強化

社会福祉法人の運営において、理事会と評議員会は、法人ガバナンスの要です。法人の定款、定款施行細則等の運営諸規程に基づき、法令順守や情報開示の充実強化、外部理事の増設、監事との連携強化に向けて、長年の運営慣行等を積極的に見直し、法人ガバナンスの改善に努めます。

①理事会運営の充実強化

②評議員会運営の充実強化

③理事会・評議員会審議の法人内公開

(3) 理事長と職員との意見交換の実施

法人ガバナンスを改善するためには、風通しのよい職場であることは必要不可欠です。法人は4月からは、4園1施設を運営し、地域も相模原市北部から秦野市までの広範囲に散在しているため、従来から法人は様々な会議体（法人諸会議）を開催し、風通しのよい職場づくりに努めてきましたが、実際は、上意下達の会合であったり、資料作成や移動に時間がかかるなど、十分な効果を上げることができませんでした。そこで、理事長等の法人幹部が各園・施設等の現場を回り、現場の職員と直接意見交換することにより、風通しのよい職場づくりを推進してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症まん延等の渦中においては、ICT機器の活用等も検討してまいります。

①理事長と職員との意見交換の実施

(4) 公正・透明な職場づくりの推進

風通しのよい職場づくりの一環として、法人内に新たに「公正・透明な職場づくり相談窓口」を設置し、法人・各園における公正・透明な職場づくりを積極的に支援してまいります。

①公正・透明な職場づくりの推進

(5) 外部コンサルテーションの積極的活用

「閉鎖的で管理的な施設運営」と指摘され易い各園・施設の運営体制を積極的に改善していくため、意思決定支援アドバイザー等の外部コンサルテーションを各園・施設とも積極的に活用し、利用者の権利擁護、支援の改善を進めてまいります。

①高齢期障害者の意思決定支援と暮らしについて（意思決定支援の実践に向けて）【厚木】

②専門的な支援技術の習得とチームワークの醸成【愛名】

③権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止【津久井】

④事故不祥事への対応と組織活性化への取り組み【津久井】

(6) 組織活性化のための5S活動の津久井やまゆり園での自主的継続

職員による自発的な意識や行動の変革を促し、組織の活性化を目指すために、リスクマネジメントとして有効であるとされている5S活動の手法を津久井やまゆり園で令和3年度及び4年度に活用して実施し、5年度以降は津久井やまゆり園で自主的に継続します。

(7) 秦野精華園における法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の33年間のあゆみは、神奈川県における知的障害者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取り組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

①かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化

②ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催

③常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進

④利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施

(8) 津久井やまゆり園における事故不祥事への対応と組織活性化への取り組み

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織として迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度と4年度に取り組んだ「組織活性化のための5S活動」の成果を基に、組織に所属する職員の意識を変え、行動変容を促し、組織の持つ使命や目的、目標を達成するための風通しのよい組織風土の醸成を目指してまいります。

① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見

- ② 組織活性化のための5S活動の実践
- ③ 風通しの良い組織風土作りの醸成

【重プロ2「当事者目線の障がい福祉に向けて」】

（1）津久井やまゆり園意思決定支援の法人内普及・展開

津久井やまゆり園における意思決定支援の取組みは、利用者の意思決定の支援だけではなく、利用者支援全般の改善に大きく寄与することが明らかになっています。そこで、法人では、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園で取り組んだ意思決定支援を普及・展開できるように、統括管理室に意思決定推進担当部長と4名の専従組織を設け、各園との兼務配置を行い、園と連携して推進できる体制を構築し、積極的に推進してまいります。

- ①津久井やまゆり園意思決定支援についての研修会の実施
- ②津久井やまゆり園意思決定支援に係る啓発資料の作成
- ③津久井やまゆり園との職員交流

（2）当事者目線の障がい福祉を担う人材育成の充実と職場風土の改善

県立障害者支援施設の設置者である神奈川県が目指す当事者目線の障がい福祉を担い、日々の利用者支援において能動的・積極的に支援等の業務を実践できる人材の育成と、人材育成を醸成する職場風土への改善に努めてまいります。

- ① 当事者目線の障がい福祉を担う職員研修の推進
- ② 人権侵害防止と意思決定支援を推進できる職員育成と職場の確立
- ③ スペシャリスト育成制度の検討

（3）障がい当事者・利用者の参画推進

神奈川県が目指す「当事者目線の障がい福祉」を担う法人として、障がい当事者・利用者の、更なる園運営や法人運営への参画を積極的に推進してまいります。

- ① 理事会・評議員会等における障がい当事者の参画推進
- ② 職員研修における障がい当事者等の参画推進
- ③ 各運営協議会等における障がい当事者等の参画推進

（4）支援改善担当理事による支援改善の推進

利用者支援の更なる改善を積極的に進めるため、新たに設置した支援改善担当理事の職務遂行が円滑、効果的に実施できるよう各園との調整を進めてまいります。

- ① 身体拘束解除に向けた支援改善への取組み
- ② 当事者目線の支援に向けた支援改善への取組み
- ③支援改善担当理事からの助言の活用および現場職員との意見交換の実施【愛名】

（5）希望の丘はだのにおける地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定

着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの自立支援プログラムを構築していきます。

- ①グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施の定着
- ②地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援
- ③生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の定期開催の定着
- ④卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

(6) 秦野精華園における地域生活支援の充実

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

- ①ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの設置と支援体制の再編
- ②契約更新を2年～3年後に迎える既存ホームの建て替えや移転に向けたオーナーとの事前折衝の開始（3ホーム程度を予定）

(7) 厚木精華園における地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する（福）敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

- ①ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築
- ②厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】
- ③地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

(8) 厚木地区相談支援事業の充実強化

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

- ①厚木・愛名両園の相談支援事業所統合の検証
- ②相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施
- ③相談支援のための人材育成システムの検討
- ④厚木市から「睦合地区相談支援事業所」を受託し、相談支援事業の強化

(9) 愛名やまゆり園における重度・重複障がい等の専門的な支援と当事者目線の支援の取

組み

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けて導入したコンサルテーション事業を活用し、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取り組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やし、令和4年度に作成した意思決定支援ヒアリングシートを活用して支援を行います。

- ①個人記録への反映
- ②ストレングスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成とヒアリングシートの随時更新
- ③寮、事業所ごとに利用者自治会の開催
- ④当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施

(10) 津久井やまゆり園における当事者目線による意思決定支援の推進

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジメントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

また、神奈川県では令和5年度より意思決定支援の全県展開に向けた取り組みを開始しますが、津久井やまゆり園は意思決定支援の先駆者として、これまでの実績を活かし、神奈川県と連携を図りながら、意思決定支援の普及啓発に取り組んでまいります。

- ① 当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ② 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ③ 利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ④ 利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑤ 利用者が園運営に参画するための取組み
- ⑥ 意思決定支援の普及啓発

(11) 津久井やまゆり園における地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化

津久井やまゆり園は、グループホームや通所事業所等の見学や体験の場の提供や、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やししながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行を進める「チャレンジ活動」に令和4年度から取り組みました。これまで多くの利用者が「チャレンジ活動」に参加され、様々な外部事業所等を見学してきましたが、今後、具体的な体験や利用に繋がるよう活動の充実を図ってまいります。

また、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、利用者の日中活動については、

直営施設や他法人が運営する通所事業所等へ移行するなど、入所施設の機能の分散化に取り組んできましたが、今後、利用者ご本人の意思を確認しながら、外部事業所等を利用いただく利用者を増やし、空いた当園の生活介護事業については、在宅やグループホームで生活する障がい者に通所利用していただく体制を充実してまいります。

- ①地域生活移行に向けた支援の推進
- ②利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取り組み
- ③本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④地域生活及び居住の支援
- ⑤在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ

(12) 津久井やまゆり園における権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止

津久井やまゆり園の支援における取り組みを検証する津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を設置、令和4年10月に初めてとなる第一回目の委員会を開催しました。委員として、第三者委員、オンブズマン、みどり会役員等の第三者に担っていただき、外部の視点で活発なご意見をいただきました。今後も定期的に委員会を開催し、外部の視点を日々の支援に反映させることで、身体拘束によらない支援に努めてまいります。また、行動制限判定会議、虐待防止委員会の継続的な開催や職員のスキルアップを目的とした研修を継続して実施するなど、風通しの良い組織風土の醸成を図り、身体拘束ゼロの実現、虐待の防止と早期発見に取り組んでまいります。

- ① 津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の開催
- ② 身体拘束によらない支援の取り組み
- ③ 虐待の防止と早期発見
- ④ 第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

(13) 津久井やまゆり園におけるグループホーム事業の再整備

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームを、令和7年度中の新規開設を目標に準備を進めてまいります。また、既存グループホームの更なる支援サービスの向上に取り組んでまいります。

- ① 利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ② 既存グループホームの更なる支援サービスの向上

(14) 津久井やまゆり園における直営施設の再整備

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再整備に取り組んでまいります。

- ① 生活介護事業所の新設・再編に向けた検討

- ② 若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方検討

【重プロ3「津久井やまゆり園の再生に向けて」】

※ 津久井やまゆり園の全重点施策が該当（後掲）

【重プロ4「秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化」】

H29年度に県から移譲された秦野精華園は4人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も100名から60名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも就労移行支援、生活訓練（自立訓練）の支援機能を新施設（希望の丘はだの）へ移行する形で、60名の定員を就労継続支援B型（地域生活利用者の受け入れ体制）定員30名へとスリム化し、法人立施設として5年間、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和2年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員40名、通所定員10名（生活介護30、生活訓練10、就労移行支援10）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせての歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、3年後を目途に歳出超過構造の解消に努めてまいります。

- ①希望の丘はだの事業再編に伴う生活支援、地域生活移行支援に特化
- ②地域生活移行後の通所就労移行支援体制の確立
- ③秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の継続
- ④秦野精華園における重度個別支援体制（重度障害者支援加算（Ⅱ））の導入
- ⑤希望の丘はだののユニット加算（障害者地域生活サポート事業）の対象者受け入れ促進
- ⑥秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化の確立
- ⑦支援ニーズに合致した手厚い支援体制の県立施設等への見学、体験入所の推進
- ⑧特別支援学校、児童施設等への利用者確保（特に女性利用者）活動PR活動の再開

【重プロ5「人財(材)の確保に向けて」】

社会における福祉現場が人材不足にある中、法人はこれまで人材確保に努めてきましたが、欠員の状況が続いていることは法人の安定した経営に対する重大な課題となっています。令和4年度末で指定管理期間が満了する芹が谷やまゆり園職員の法人内異動により欠員を大幅に改善することができますが、人材確保の難しい女性職員に対する積極的な取り組みとともに、育成した人財を離職させない取り組みを推進してまいります。

また、総務部門の人材確保と育成に対する課題について、令和5年度から体制を強化し、業務の集約化等の第六期中期計画を着実に推進してまいります。

- ①積極的な職員採用の実施（学校訪問等の積極的な実施、年4回採用）
- ②離職抑制への取り組み（メンター制度導入、役職定年制導入、就業場所限定制度導入）
- ③法人立である秦野精華園・希望の丘はだのの就業体制・制度の検証・検討
- ④業務の集約化とアウトソーシングの検討
- ⑤女性寮の勤務体制の維持及び女性支援員の確保の検討

【重プロ6「次期指定管理者募集に向けて」】

（1）厚木精華園の次期指定管理運営に向けて

3年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取り組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの立ち上げ
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討
- ④利用者の意思決定支援の取り組みから、地域生活移行
- ⑤建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり

（2）愛名やまゆり園の次期指定管理運営に向けて

3年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取り組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの継続開催
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討
- ④利用者の意思決定支援の取り組みから、地域生活移行
- ⑤建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり

3 法人事務局・各園の重点施策

【法人事務局】

(1) 会議の見直しと効率化

利用者対応及び記録の時間確保・充実を図るため、法人諸会議の更なる回数、メンバー、会議統合等、会議体制を見直し、効率的な運営を進めてまいります。また、ICT機器の活用を広げ、オンライン会議、ペーパーレス化をより促進してまいります。

- ①新しい生活様式に適合する会議形式と会議運営
- ②議事録の音声入力導入

(2) 成年後見制度の普及啓発・推進

法人全体の支援の質の向上と地域貢献としての法人後見の事業検討に向けて、法人事務局内に設置した成年後見制度推進担当を強化し、成年後見制度のスタートアップを支援・推進してまいります。

- ①各園における成年後見に関する職員研修・人材育成
- ②各園における成年後見制度の積極的活用
- ③各園における利用者の通帳管理の整理

(3) ICT機器を活用した支援の効率化

今後ますます重要性を増している支援現場における記録や対応の充実のため、財源や優先順位を検討した上で、ICT機器を活用した効率化を進めてまいります。

- ①法人イントラのカスタマイズと記録の効率化
- ②オンライン面会等のコミュニケーションツールとしての活用
- ③補助金等を活用した介護ICT機器の導入
- ④低コスト・クラウド化の推進と支援職場のPC・ソフトの充実強化

(4) 新しい時代に対応する人財(材)育成

法人では、これまで職員研修の充実に取り組みを進めてきましたが、「新たな当事者目線の障がい福祉」を始めとした研修の重要性への高まりへの対応と、新型コロナウイルス感染症拡大による従来型職員研修の見直しを行い、新たな時代に対応する人財(材)育成を進めてまいります。

- ①Web型職員研修と選択型研修メニューの充実
- ②「新たな障がい福祉」を担う研修の実施

(5) 適正な経理とコンプライアンスの徹底

近年、課題となっている金銭関係の不祥事の再発防止のため、適正な経理事務の実施とコンプライアンスの徹底を進めてまいります。

- ① 各園保管通帳の適正管理と返還の推進
- ② コンプライアンスの徹底
- ③ 内部監査による適正経理の確保
- ④ 経営状況改善のための管理会計の導入

※ 管理会計とは、経営者や責任者が経営判断の材料として活用することを目的とした会計のこと。

(6) 防災・防犯対策の充実・強化

近年、梅雨や台風シーズンに限らず、線状降水帯の通過など突発的な集中豪雨が増えていきます。そこで、園のある地点のハザードマップを再度確認し、グループホーム等からの避難誘導等を中心にBCPの再点検を継続して実施するとともに、近年、増え始めている不審者対策として、津久井やまゆり園事件以降の施策環境の変化を踏まえ、防犯体制・対策の見直しを実施してまいります。

- ① BCPの再点検
- ② 防犯体制の再点検
- ③ 防犯訓練と防犯機器の点検の実施

(7) 法人祈りの日の継続実施と鎮魂のモニュメントの活用

平成28年7月26日、津久井やまゆり園で19名の利用者の方の尊い命が奪われ、27名の方が傷つけられるという、あってはならない悲惨な事件が発生しました。津久井やまゆり園の正門前の広場には、事件で亡くなられた方々を追悼し、事件を風化させないため、神奈川県によって「鎮魂のモニュメント」が設置されています。法人は、この事件を法人運営の貴重な教訓としてしっかりと引き継ぐとともに、毎月26日の「法人祈りの日」には、各園や各事業所において、亡くなられた方々の在りし日のお姿に思いを馳せ、その冥福を祈るため、黙祷をささげてまいります。

- ① 法人祈りの日の継続実施
- ② 鎮魂のモニュメントの活用
- ③ 津久井やまゆり園事件ご遺族への対応

(8) 感染症対策の充実強化

昨年から全世界で新型コロナウイルスの感染拡大が進み、社会全体の変革が急速に進んでいます。利用者の生活の場である各園を抱える法人として、新型コロナウイルスも含めたあらゆる感染症への対策について、法人一丸となって取り組んでまいります。

- ①新型コロナウイルス感染症BCPの作成と充実
- ②感染症対策備品等の再確認
- ③家族等の面会対応のICT機器の導入
- ④感染症対策の研修等の検討

【秦野精華園・希望の丘はだの】

（１）秦野精華園・希望の丘はだの経営基盤の安定化（再掲・重プロ４）

H29年度に県から移譲された秦野精華園は4人部屋の改修による個室の増設など生活環境の改善を図る一方、入所定員も100名から60名にスリム化しました。また、多機能型通所施設であるチャレンジセンターも就労移行支援、生活訓練（自立訓練）の支援機能を新施設（希望の丘はだの）へ移行する形で、60名の定員を就労継続支援B型（地域生活利用者の受け入れ体制）定員30名へとスリム化し、法人立施設として5年間、施設規模の適正化と経営基盤の安定化に取り組んでまいりました。しかしながら、未だ経営基盤の安定化は達成できておらず、歳出超過状態が続いています。

一方、令和2年度から新規開設した希望の丘はだのは、入所定員40名、通所定員10名（生活介護30、生活訓練10、就労移行支援10）＋相談機能、緊急時受入機能等の地域生活拠点機能を付加して法人立施設として運営しておりますが、入所定員不充足の状態が続いており、直近の決算においても両施設合わせての歳出超過状態が続いています。

この歳出超過の主な原因は、①希望の丘はだのの入所による就労支援ニーズが寡少（生活支援未着手ケースが大半である実情）であること、②秦野精華園が県立時代の過大な施設・設備であること（施設維持費大・夜間支援体制の見直し難）、③職員の労務慣行が県立時代のままであること等と分析・評価しているところです。そこで、秦野精華園・希望の丘はだのの経営基盤の安定化に向けて、次のような施策を実施し、3年後を目途に歳出超過構造の解消に努めてまいります。

- ①希望の丘はだの事業再編に伴う生活支援、地域生活移行支援に特化
- ②地域生活移行後の通所就労移行支援体制の確立
- ③秦野精華園における栄養ケアマネジメント加算の継続
- ④秦野精華園における重度個別支援体制（重度障害者支援加算（Ⅱ））の導入
- ⑤希望の丘はだののユニット加算（障害者地域生活サポート事業）の対象者受け入れ促進
- ⑥秦野精華園・希望の丘はだのの夜間支援体制の一部非常勤化の確立
- ⑦支援ニーズに合致した手厚い支援体制の県立施設等への見学、体験入所の推進
- ⑧特別支援学校、児童施設等への利用者確保（特に女性利用者）活動PR活動の再開

（２）地域生活移行支援の推進、通過型施設運営の実施（再掲・重プロ2-5）

地域生活への移行支援、その経済的安定の基盤となる就労に向けた支援及び就労後の定着支援等、秦野精華園において構築してきた自立支援プログラムを継承し、発展させます。

グループホーム等利用による入所施設からの地域生活への移行に向けた希望の丘はだの

自立支援プログラムを構築していきます。

- ①グループホーム担当課との協働によるホーム生活体験プログラムの定期実施の定着
- ②地域生活を想定した単独外出の推進、休日・余暇活動時の地元クラブ等への参加支援
- ③生活マナー講座・携帯パソコン講座等地域生活を想定した生活講座の定期開催の定着
- ④卒園者による就職活動経験報告会、グループホーム生活状況報告会の開催

(3) 就労移行支援・就労支援の充実

入所支援を基本とした就労移行支援の展開において明らかとなった支援期間や生活環境の課題解消に取り組んでいきます。就労移行支援・就労支援については、通所支援へ集約再編出来るよう、計画的な対象利用者の確保活動、移行支援を推進してまいります。

- ①就労移行支援・就労支援の再編（秦野精華園チャレンジセンターへの編入）
- ②希望の丘はだの入所機能の生活支援施設への特化

(4) 地域生活支援の充実（再掲・重プロ2-6）

既存ホームの老朽化・建て替え移転に伴うホーム支援体制の再編に取り組み、地域生活者の生活環境の充実を図ります。ひとり暮らし生活への移行ニーズに応えられるようにサテライト型ホームの計画的な設置に取り組んでまいります。

- ①ひとり暮らし生活移行に向けたサテライト型ホームの設置と支援体制の再編
- ②契約更新を2年～3年後に迎える既存ホームの建て替えや移転に向けたオーナーとの事前折衝の開始（3ホーム程度を予定）

(5) こども食堂の運営

社会福祉法人の地域貢献事業として、地元大根地区の要望である「子どもたちへの朝食提供」支援に取り組んでいきます。「朝食支援型こども食堂」を大根地区新しい街づくり運動推進委員会、みんなの食堂☆広畑との相互連携事業として運営する協働活動の構築に取り組んでいきます。

- ①令和4年6月より開始した「みんなの食堂（朝食支援型こども食堂）」ラパニスの実績に基づいた協議実施、変更等の検討
- ②令和4年11月より実施している夕食支援の今後のあり方の検討と協議

(6) 在宅者等地域生活継続支援としての生活介護事業の展開

重複障害等障がいの重い方の在宅生活を維持、継続する支援体制を生活介護事業として展開していきます。

- ①機械浴等入浴サービスの提供充実、送迎支援の充実
- ②施設入所支援との協力体制によるレスパイト的短期入所の利用促進と定着
- ③居宅・相談支援との連携による休日余暇活動支援の利用推進

(7) 防災・防犯対策の充実・強化

火災や地震発生を想定した防災・避難訓練の継続と共に近年頻発している風雨水害、土砂災害の発生を想定した避難、送迎訓練を計画実施していきます。現行の各事業所BCPへ新型コロナウイルス等感染症対応のBCPも追加し、これらに基づく訓練を定期的を実施してまいります。秦野精華園・希望の丘はだのの利用者特性や事業に沿って、保険会社、秦野警察署等の協力の元各種研修会を実施してまいります。

- ①BCPの改定と感染症対応訓練の実施
- ②夜間休日等を想定した緊急搬送訓練の定着
- ③秦野警察署と連携した利用者向け非行防止勉強会の実施
- ④職員向け安全運転講習の定期開催継続と運行前後体調チェックの定着
- ⑤秦野警察署との合同防犯訓練の定期実施

(8) 法人理念の理解徹底と職員・利用者の意見反映機会の整備

(再掲・重プロ1-7)

かながわ共同会がスタートした秦野精華園の32年間のあゆみは、神奈川県における知的障害者支援の「目指すべき在り方」を常に意識した取組みと支援構築の役割を担ってきました。構築してきたかながわ共同会の支援プログラムやその基盤となるかながわ共同会法人理念を理解し、継承、発展させていくことは、これからの施設運営の活性化に繋がると考えています。

- ①かながわ共同会のあゆみや法人理念、理事長の意志等を直接聞ける機会の定期化
- ②ケースカンファレンス等実践型研修会の定期開催
- ③常勤、非常勤同時参加による研修会の設定と推進
- ④利用者自治会の活性化支援の推進と利用者代表との定期懇談会の実施

【厚木精華園】

(1) 生活課運営体制の安定・充実

令和3年度まで取り組んできた生活課運営体制の検討では、療養型病院・介護施設への移行により救急搬送や緊急通院は減少しましたが、利用者の機能低下、介護度・受診回数増加による職員不足等職員配置の課題が確認され、ハード面の居室改修工事に着手しました。令和4年度以降もハード面の工夫に加え、適正な寮編成や新規入所者の特性等のバランス等を精査し、支援・介護・看護での体制の安定・充実を図ってまいりました。しかしながら、コロナ禍での見学・体験が計画的に進められず、新規入所者に対し退所者数が上回る結果となりました。

令和5年度以降、今までの検討や取組みを継続しつつ、意思決定支援の強化を図ってまいります。利用者が施設の中で生活が完結することなく、社会の中の資源を活用した地域

交流や社会経験を増やししながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行に取り組んでまいります。また、新規入所者においても入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、日中活動については当園の生活介護に限らず、他事業所への通所継続の調整など、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

- ① 高齢利用者の機能低下や介護度に合わせたハード面の工夫
- ② 適正な寮編成と新規入所者の特性等のバランス等を精査
- ③ 支援・介護・看護での体制の安定・充実
- ④ 意思決定支援の充実・強化

(2) 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

令和3年度まで取り組んできた利用者の高齢化・重度化に対応したグループホームの設置については、県内の日中サービス支援型GHの視察等による職員配置など予算確保等課題を検討してまいります。その結果を踏まえ、令和4年度に事業計画作成してまいります。令和5年度以降、事業計画に基づき建設予定地確定、利用者・関係機関へのインフォメーションを経て、令和8年運営開始を目指して、今までの検討や取組を継続しつつ、地域生活移行ニーズに対応可能な共同生活住居の計画・運営に取り組んでまいります。

- ① 豊かな地域生活を過ごせる立地条件の選定
- ② 地域移行ニーズ調査に基づく対応強化

(3) 防災に関する地域連携

災害発生等での厚木市との「災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定」の締結に基づく荻野地区施設連絡会所属施設として同連絡会の防災活動に積極的に参加してまいります。また、園相談支援事業所は、災害時の緊急避難場所として在宅障害者等に対して緊急避難場所、援助物資等の提供等厚木市地域防災拠点事業としての荻野地域包括支援センターと協力・参画した取組みを促進させてまいります。

令和5年度は、災害緊急避難場所啓発活動の観点から、地域住民を対象とした炊き出し訓練を地域包括支援センターと協働にて実施検討をします。

- ① 災害時等における避難行動要支援者の緊急受け入れに関する協定に基づく対応の実施
- ② 厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施

(4) 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進（再掲・重プロ2-7）

令和2年度より本格運営を開始し、地域包括支援センターを運営する（福）敬和会との協働作業による地域支援の促進に引き続き、取り組んでまいります。併せて、厚木市地域防災拠点事業等を荻野地域包括支援センターと協働して取り組んでまいります。

- ① ワンストップ相談支援事業として地域包括支援センターとの協働体制の構築

②厚木市地域防災拠点事業としての対応の実施【再掲】

③地域民生委員・児童委員協議委員との協働体制の構築

(5) 厚木地区相談支援事業の充実強化（再掲・重プロ2-8）

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

①厚木・愛名両園の相談支援事業所統合の検証

②相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施

③相談支援のための人材育成システムの検討

④厚木市から「睦合地区相談支援事業所」を受託し、相談支援事業の強化

(6) 厚木精華園の次期指定管理運営に向けて（再掲・重プロ6-1）

3年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

①園内プロジェクトチームの立ち上げ

②第2期の実績評価

③事業計画の検討

④利用者の意思決定支援の取組みから、地域生活移行

⑤建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしやすい生活環境づくり

【愛名やまゆり園】

(1) 重度・重複障害等の専門的な支援と当事者目線の支援の取組み（再掲・2-9）

入所利用者の当事者目線、地域生活移行に向けて導入したコンサルテーション事業を活用し、身体拘束ゼロに向けた取組みを継続します。また、意志決定支援の取組みとして、利用者の希望やストレングス、ニーズに気づくため、全利用者対象に「にやりほっと」の記録を増やし、令和4年度に作成した意思決定支援ヒアリングシートを活用して支援を行います。

①個人記録への反映

②ストレングスを活かし利用者の意思決定を尊重した個別支援計画の作成とヒアリングシートの随時更新

- ③寮、事業所ごとに利用者自治会の開催
- ④当事者目線、当事者参加のもと生活環境改善、行事等の計画実施

(2) 加齢や障害の重度化に伴う寮間移行・生活環境等の見直し

利用者を理解するためのアセスメントと居室等環境確認表の定期的な実施から、利用者の状態像に合わせた建物・設備、生活環境等の改善、改修等を計画してまいります。

- ①利用者の希望の集約。定期的なアセスメント等の実施
- ②加齢や重度化に伴う利用者の寮間移動
- ③利用者特性、障害程度に見合う環境設定
- ④各寮から候補者を選定し、体験利用等の実施
- ⑤高齢や重度でも地域生活をあきらめない職員の意識改革

(3) 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり

愛名やまゆり園虐待予防計画に基づき、3年間で取り組んできたことを評価し、さらに取り組みが必要な事柄について検討します。

- ①虐待予防計画の取り組み内容の振り返りと評価の実施
- ②行動制限判定会議の継続実施
- ③コンサルテーション事業等に、支援改善担当理事等の参画
- ④自閉スペクトラム症や行動障害の特性を理解した専門的な支援の実施
- ⑤虐待ゼロや身体拘束によらない支援の実現

(4) 厚木地区相談支援事業所の充実強化等（再掲・重プロ2-8）

厚木精華園相談支援事業所と愛名やまゆり園相談支援事業所を統合し、市町村からの委託相談等の受託の方向性を検討してまいります。

法人ケースワーカー・相談支援従事者会議から、相談支援専門員を対象にした職種別研修を実施し、キャリアアップ、人材確保、法人内相談支援事業所の相談支援力の標準化を図り、相談支援の配属になったとしても困惑しないような人材育成システムの構築に向けてカリキュラムを検討してまいります。

- ①厚木・愛名両園の相談支援事業所統合の検証
- ②相談支援専門員キャリアアップのための職種別研修の実施
- ③相談支援のための人材育成システムの検討
- ④厚木市から「睦合地区相談支援事業所」を受託し、相談支援事業の強化

(5) 飯山地区日中活動支援センター、しらゆりにおける入所施設との連携等

入所施設利用者から地域生活移行に向けて、平日の日中活動を地域にある事業所に通うことを目標にした体験利用を進めてまいります。

- ①様々な活動や作業等の提供
- ②利用者の意思決定を尊重した日中活動の提供
- ③利用者、家族等への説明と見学、体験利用等の実施

(6) グループホームの再整備

住み慣れた地域で利用者が望む暮らしを実現するために、既存ホームの契約満了に伴い、高齢化、重度化に対応した設備の改修、増築、返還等を検討してまいります。利用者の経験を増やし地域生活移行に向けて取り組んでまいります。

- ①加齢・重度化する利用者支援への対応
- ②生活支援員、世話人の増配置等を検討と世話人の柔軟な雇用体系の確立。
- ③状態像に合わせたホーム間移行や高齢施設等への移行
- ④入所施設利用者から地域生活移行に向けた行事体験、食事体験、宿泊体験

(7) 近隣住民等を対象とするイベント等の開催と園の情報発信の強化

「ともに生きる社会かながわ憲章」を推進するため、近隣住民と一体となってイベントを開催、近隣自治会活動等へ利用者と共に参画し、障がいのある方と地域を共に作り楽しむ機会を提供してまいります。

- ①地域住民と連携した環境美化活動の検討
- ②園内・外周や法面等の草木の整備、高齢化した樹木の伐採。障がい福祉サービス事業所や障がい者雇用、シルバー人材等の活用。環境整備等への業務の細分化

(8) 地域の防災力強化に向けた取り組み

障がいのある方もない方も地域にある愛名やまゆり園を活かした近隣自治会と共同の避難所運営に向けた、防災訓練や避難行動要支援者移送訓練に取り組んでまいります。また、年末年始防犯パトロール等地元自治会と協力して取り組んでまいります。

- ①愛名自治会と「災害時等における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定書」に沿った協力、連携
- ②厚木市危機管理課等と共同・合同防災訓練等を検討

(9) 愛名やまゆり園の次期指定管理運営に向けて（再掲・重プロ4-2）

3年後の指定管理運営終了を見据えた法人としての取り組みを協議するため、法人重点事項として取り組んでまいります。

- ①園内プロジェクトチームの継続開催
- ②第2期の実績評価
- ③事業計画の検討
- ④利用者の意思決定支援の取り組みから、地域生活移行
- ⑤建物・設備等の修繕、改築等に伴う神奈川県との協力、連携。利用者がより暮らしや

【津久井やまゆり園】

（１）津久井やまゆり園の円滑な運営

「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指すため、令和5年度からの次期指定管理者として、県に提出した事業計画書に基づいた取り組みを実践し、更なる園の円滑な運営と支援サービスの向上を図ってまいります。

- ① 県へ提出した指定管理者の事業計画書の実践
- ② 緊急時対応と通過型のサービス提供に重点化
- ③ 園運営の安定化と支援サービスの向上
- ④ 従事者の確保と人材育成
- ⑤ みどり会（家族会）と園運営等に係る意見交換会の開催など更なる連携強化
- ⑥ 後援会と地域生活支援、地域貢献での更なる連携強化

（２）当事者目線による意思決定支援の推進（再掲・重プロ2-10）

本人の意思決定支援を前提とした、当事者目線の障がい福祉の推進を図るため、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという考え方のもと、ケアマネジメントの手法による意思決定支援に取り組みながら、利用者の夢や希望の実現に向けた個別支援計画を作成し、日常生活や社会生活に関して利用者自らの意思が反映された生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

また、神奈川県では令和5年度より意思決定支援の全県展開に向けた取り組みを開始しますが、津久井やまゆり園は意思決定支援の先駆者として、これまでの実績を活かし、神奈川県と連携を図りながら、意思決定支援の普及啓発に取り組んでまいります。

- ① 当事者目線に立った意思決定支援の継続的な推進
- ② 利用者の意思を反映した個別支援計画の策定と実施
- ③ 利用者の意思を汲みとるための知識・技術を獲得するための研修
- ④ 利用者自治会「ピザの会」の活動に対する支援の強化
- ⑤ 利用者が園運営に参画するための取り組み
- ⑥ 意思決定支援の普及啓発

（３）地域生活移行の推進と入所施設の機能の分散化（再掲・重プロ2-11）

津久井やまゆり園は、グループホームや通所事業所等の見学や体験の場の提供や、社会の中の資源を活用した地域交流や社会経験を増やししながら、利用者一人ひとりの意思に基づいた地域生活移行を進める「チャレンジ活動」に令和4年度から取り組みました。これまで多くの利用者が「チャレンジ活動」に参加され、様々な外部事業所等を見学してきま

したが、今後、具体的な体験や利用に繋がるよう活動の充実を図ってまいります。

また、入所施設の実質的な「昼夜分離」を進めるため、利用者の日中活動については、直営施設や他法人が運営する通所事業所等へ移行するなど、入所施設の機能の分散化に取り組んできましたが、今後、利用者ご本人の意思を確認しながら、外部事業所等を利用いただく利用者を増やし、空いた当園の生活介護事業については、在宅やグループホームで生活する障がい者に通所利用していただく体制を充実してまいります。

- ① 地域生活移行に向けた支援の推進
- ② 利用者の望む生活や地域生活移行を進める「チャレンジ活動」の取り組み
- ③ 本人活動に対する支援、社会参加の促進
- ④ 地域生活及び居住の支援
- ⑤ 在宅障がい者等の津久井やまゆり園生活介護事業での積極的な受け入れ

(4) 権利擁護の推進と身体拘束及び虐待の防止（再掲・重プロ2-12）

津久井やまゆり園の支援における取り組みを検証する津久井やまゆり園利用者支援評価委員会を設置、令和4年10月に初めてとなる第一回目の委員会を開催しました。委員として、第三者委員、オンブズマン、みどり会役員等の第三者に担っていただき、外部の視点で活発なご意見をいただきました。今後も定期的に委員会を開催し、外部の視点を日々の支援に反映させることで、身体拘束によらない支援に努めてまいります。また、行動制限判定会議、虐待防止委員会の継続的な開催や職員のスキルアップを目的とした研修を継続して実施するなど、風通しの良い組織風土の醸成を図り、身体拘束ゼロの実現、虐待の防止と早期発見に取り組んでまいります。

- ① 津久井やまゆり園利用者支援評価委員会の開催
- ② 身体拘束によらない支援の取り組み
- ③ 虐待の防止と早期発見
- ④ 第三者委員、オンブズパーソンの更なる活用

(5) グループホーム事業の再整備（再掲・重プロ2-13）

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るため、重度障がい者を対象としたグループホームを、令和7年度中の新規開設を目標に準備を進めてまいります。

また、既存グループホームの更なる支援サービスの向上に取り組んでまいります。

- ① 利用者の地域生活移行の受け皿となるグループホームの新規設置
- ② 既存グループホームの更なる支援サービスの向上

(6) 直営施設の再整備（再掲・重プロ2-14）

津久井やまゆり園に入所する利用者の地域生活移行の推進を図るとともに、在宅で暮らす障がい児者の地域生活支援を支える体制を強化するため、地域に展開する直営施設の再

整備に取り組んでまいります。

- ① 生活介護事業所の新設・再編に向けた検討
- ② 若柳地区放課後等デイサービス「みらい」のあり方検討

(7) 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発、福祉教育への貢献

「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発を図るため、園に設置された「鎮魂のモニュメント」を積極的に活用することで、障害を理由とする差別の解消の推進や、人権擁護等の啓発活動に積極的に取り組んでまいります。また、献花や見学に来園された方に対するおもてなしや、「ともに生きる社会かながわ憲章」をテーマとした展示、講演会を開催し、津久井やまゆり園事件を風化させないための取り組みを進めてまいります。

- ① 相模原市教育委員会、小中学校等との連携、福祉教育への貢献
- ② 福祉従事者、見学者の積極的な受け入れ、講演会等の実施
- ③ 献花に来園されたお客様に対するおもてなし
- ④ 津久井やまゆり園事件を風化させたいための展示の充実
- ⑤ Facebook 等を活用した積極的な情報発信

(8) 開かれた施設づくりと地域貢献

施設の「交流ゾーン」等を活用した地域住民との交流や地域の憩いの場としての活用、診療所での在宅障がい児者等の診察や地域サービス事業の充実など、開かれた施設づくりと地域貢献に取り組んでまいります。また、地元自治会行事への積極的な参加や、地元自治会の災害時における一時避難所としての活用など拠点施設としての役割を果たしてまいります。

- ① 施設の「交流ゾーン」等を活用した地域との交流
- ② 診療所での在宅障がい児者等の診察
- ③ 在宅障がい児者向け地域サービス事業の充実
- ④ 地元自治会行事（定期清掃・防災訓練等）への積極的な参加
- ⑤ 地元自治会の災害時における一時避難所としての活用
- ⑥ さがみはらSDGsパートナーとしてSDGsを推進

(9) 事故不祥事への対応と組織活性化への取組み（再掲・重プロ1-8）

リスクマネジメントの強化を図りながら、研修や外部コンサルを活用し、事故不祥事の未然防止、早期発見に取り組んでまいります。万一事故不祥事が生じた場合には、初動対応、事故不祥事の根本原因追究と再発防止対策の実行、未然防止対策など、組織として迅速に対応するための体制を整備してまいります。また、令和3年度と4年度に取り組んだ「組織活性化のための5S活動」の成果を基に、組織に所属する職員の意識を変え、行動変容を促し、組織の持つ使命や目的、目標を達成するための風通しのよい組織風土の醸成を目指してまいります。

- ① リスクマネジメントの強化による事故不祥事の防止、早期発見
- ② 組織活性化のための5S活動の実践
- ③ 風通しの良い組織風土作りの醸成

(10) 防災・防犯対策、感染症対策の強化

防災対策については、津久井やまゆり園のある千木良地区は山間部に位置し、様々な風水害、土砂災害が想定されるため、災害は起きるという前提のもと、被害をいかに軽減させるかを目的として、危機感を共有して園全体で防災・減災対策に取り組んでまいります。防犯対策については、津久井やまゆり園事件を教訓とし、同様の事件を二度と起こしてはならないという共通認識のもと、利用者の安全確保に向けた防犯に係る取組みを進めてまいります。また、地域と一体となった開かれた施設づくりという基本的方向性に基づき、地域との連携について配慮しながら、不審者等の侵入を想定した防犯訓練や津久井警察署との合同訓練を定期的実施してまいります。感染症対策については、特に新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の作成と感染防止対策に取り組んでまいります。

- ① 風水害、土砂災害を想定したBCP（事業継続計画）の見直し
- ② 防災資機材の充実
- ③ 事件を教訓とした利用者の安全確保に向けた防犯訓練の実施
- ④ 地元自治会、津久井警察署との連携強化
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の作成
- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底